

# 『学費のことで私立高等学校進学をあきらめないで！』

— 京都府内の私立高等学校の学費負担を軽くするために —

本パンフレットに掲載した諸制度は、平成29年度に入学した生徒の制度です。入学年度によって、支給額等が異なる場合があります。なお、本パンフレットの諸制度は平成29年5月1日現在のものです。変更されることもありますので、ご承知おきください。

## 国・京都府の支援事業の概要

※支援対象は授業料のみ

対象者		就学支援金制度 (国の制度 A)	あんしん修学支援制度 (京都府の制度 B)	就学支援金(国)+ あんしん修学支援(府) の総助成額(A+B)
市町村民税所得割額 (保護者合算額)	世帯年収 (目安額・保護者合算額)	私立高校に在籍する 生徒	京都府内の私立高校(認可校) に在籍する京都府民の生徒	
非課税	生活保護世帯	年額 297,000円 (2.5倍加算)	年額632,000円上限	年額 929,000円上限
	年収250万円未満程度世帯		年額353,000円上限	
19歳未満扶養家族の 人数による基準額※	年収250~350万円 未満程度世帯	年額 237,600円 (2倍加算)	年額412,400円上限	年額 650,000円上限
	年収350~500万円 未満程度世帯	年額 178,200円 (1.5倍加算)	年額471,800円上限	
	年収500~590万円 未満程度世帯		定額50,000円 (学費軽減補助)	年額 228,200円上限
	年収590~910万円 未満程度世帯	年額 118,800円 (基礎額)	定額50,000円 (学費軽減補助)	年額 168,800円上限
	年収910万円以上程度世帯	0円	0円	0円

※各助成制度の基準額〈当該年の市町村民税所得割額(保護者合算)〉(抜粋)

	19歳未満の扶養親族の人数		就学支援金制度(国制度)			あんしん修学支援制度(京都府制度)	
	うち16歳未満 (H13.1.2以降 生まれ)	うち16~19歳未満 (H10.1.2~ H13.1.1生まれ)	(2倍加算) 年収350万円 未満程度	(1.5倍加算) 年収590万円 未満程度	(基礎額) 年収910万円 未満程度	授業料減免 基準額 年収500万円 未満程度	学費軽減補助 基準額 年収910万円 未満程度
0人	0人	0人	51,300円 未満	154,500円 未満	304,200円 未満	81,300円未満	304,200円 未満
1人	0人	1人				92,400円未満	
	1人	0人				102,700円未満	
2人	0人	2人				103,600円未満	
	1人	1人				113,700円未満	
	2人	0人	125,400円未満				

- (1) 失業・倒産等により家計が急変し、一定の所得基準未満となった場合についても、学校授業料減免等が適用できる場合があります。各高等学校にご相談ください。
- (2) 補助の対象となる「授業料」とは、授業料、教育充実費及び施設充実費その他の名目にかかわらず、保護者が一律に納入すべき費用として、学則上規定している経常的な費用をいいます。
- (3) 市町村民税の「所得割額」とは、当該年の「市町村民税・府民税特別徴収税額決定通知書」や「納税通知書」の「市町村民税所得割額」で確認してください。なお、所得割額は、保護者の合算額となります。
- (4) 目安となる世帯年収は収入総額であり、税法上の課税所得金額ではありません。扶養親族の人数は、当該保護者の税法上の扶養親族です。
- (5) 申込先「各私立高等学校」

※問合せ先 京都府文教課(075-414-4516)

## 1 高等学校等修学支援事業

### 修学金

事業名	高等学校等修学金貸与制度	修学支援特別融資利子補給制度
対象者	生徒。親権者が京都府内に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方	保護者。左記基準を超え、かつ主たる生計維持者(注1)の年収が別に定める所得基準額以下の方
貸与・支給	貸与(無利子)	利子補給
貸与額	月額 30,000円以内 自宅外は5,000円加算可 (注2)	一括 1,080,000円以内 分割各年度 360,000円以内

(注2) 下記「2(1)奨学のための給付金」受給者は、その支給額に応じて貸付額の減額調整を行います。

### 修学支度金

事業名	高等学校等修学支度金貸与制度	修学支度金特別融資利子補給制度
対象者	生徒。高等学校等修学金の貸与を受け、主たる生計維持者(注1)の年収が150万円未満の場合	保護者。高等学校等修学金の貸与を受け、主たる生計維持者(注1)の年収が150万円以上の場合
貸与・支給	貸与(無利子)	利子補給
貸与額	250,000円定額	

(注1)「主たる生計維持者」とは、父母のうち所得の多い人。

※問合せ先 京都府高校教育課(075-574-7518)

## 2 その他の助成制度

### ○ 支給(返還しなくてもよい)

#### (1) 奨学のための給付金

対象者 7月1日現在(基準日)、保護者が京都府に居住する生活保護世帯及び市町村民税所得割非課税世帯で平成26年度以降入学者のみ

支給額	①生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている高校生	全・定・通	年額 52,600円
市町村民税所得割非課税世帯(①を除く)	②当該世帯に扶養されている高校生であって、次のいずれかに該当する場合 ○当該高校生が扶養されている2人目以降の高校生である場合 ○扶養されている当該高校生以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合	全・定	年額 138,000円
		通	年額 38,100円
	③上記以外の高校生	全・定	年額 84,000円
		通	年額 38,100円

※問合せ先 京都府文教課(075-414-4516)

#### (2) 高校生給付型奨学金

- ①対象者は、  
a 生活保護世帯  
b 市町村民税非課税世帯で母子、父子、児童、障害者、長期療養者の各世帯  
a bとも 京都市以外の府内在住家庭

- ②支給額は  
a 生活保護世帯

課程	入学支度金(1年生対象・1回のみ)	奨学金(他府県の私立高校対象)
全日制	110,000円	19,000円(月額)
定時制	69,000円	

- b 市町村民税非課税世帯

課程	入学支度金(1年生対象・1回のみ)	支援金(1学年)	奨学金(他府県の私立高校対象)
全日制	178,000円	60,000円 注	33,000円以内(月額)
定時制	137,000円		24,000円以内(月額)
通信制	45,000円		

図表の金額と上記(1)の「奨学のための給付金」との差額を支給します。

「あんしん修学支援制度」を受けている場合、奨学金は支給されません。  
京都府以外の私立高等学校に通われている方は、お問い合わせください。

※問合せ先 住んでいる地域の京都府保健所

#### (3) 母子家庭奨学金等

対象者 京都府(京都市を除く)に居住する母子家庭の生徒を扶養している母  
支給額 奨学金 64,000円(年額) 入学支度金 35,000円

※問合せ先 住んでいる地域の京都府保健所

#### (4) 交通遺児奨学金等

対象者 京都府に居住する交通遺児家庭の生徒

支給額 奨学金 64,000円(年額) 入学支度金 35,000円

※問合せ先 京都府安心・安全まちづくり推進課(075-414-5079)

#### (5) 高等学校生徒通学費補助

対象者 京都府内居住者で生活保護法の通学のための交通費を受けていない者で、かつ、前年所得が基準額未満の者  
で一か月通学費が控除額を超える者

支給額 (年間の定期券等購入額-控除額(22,100円又は17,000円)×月数)×1/2(千円未満切り捨て)

※問合せ先 各私立高等学校

### ○ 無利子貸与 (返還の必要があります)

#### (1) 生活福祉資金貸付金 (教育支援費)

対象者 低所得者世帯(生活保護基準の1.8倍以内の所得水準世帯)

貸与額 教育支援費 自宅通学者 月額 30,000円以内(自宅外通学者 5,000円増し)

※問合せ先 各市町村の社会福祉協議会

#### (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (修学資金)

対象者 京都府(京都市を除く)に居住する母子家庭や父子世帯

貸与額 修学資金 自宅通学者 月額 45,000円以内(自宅外通学者 7,500円増し)

※問合せ先 住んでいる地域の京都府保健所

#### (3) 定時制課程及び通信制課程修学奨励金

対象者 京都府内の定時制・通信制在学者又は京都府内居住の広域通信制在籍者の内、就労しているが経済的理由により著しく修学困難で日本学生支援機構の奨学金貸与者以外の方

貸与額 定時制 29,000円(月額) 通信制 14,000円(月額)

②「2 ○支給の欄(1)奨学のための給付金」受給者は、その支給額に応じて貸付金の減額調整を行います。

※問合せ先 各私立高等学校

## 京都府内の市町村の助成制度

※詳しくは、各市町村にお尋ねください。

### ○ 給付 (返還する必要はありません)

#### 京都市

##### (1) 入学支度金(1年生のみ)

対象者 市民税非課税世帯(平成29年度分の受付は6月末まで)

生活保護世帯(平成29年度分の受付は終了)

支給額(年額) 市民税非課税世帯 私立全日制 178,000円 私立定時制 137,000円

私立通信制 45,000円

生活保護世帯 私立全日制 110,000円 私立定時制 69,000円

##### (2) 学用品購入等助成金

対象者 市民税非課税世帯(生活保護世帯を除く)

支給額(年額) 6,000円~144,000円

備考 2ページ「(1)奨学のための給付金」と支給額を調整する場合があります。

※問合せ先 子ども家庭支援課分室

奨学金担当 075-251-1123

城陽市	奨学金(1年生のみ)	50,000円	教育総務課	0774-56-4003
宇治田原町	奨学金 一括	60,000円	学校教育課	0774-88-5850
	通学費補助	バス区間による	同	
木津川市	育英資金	年額 30,000円(6月決定予定)	学校教育課	0774-75-1230
亀岡市	奨学金	年額 20,000円	学校教育課学事係	0771-25-5053
京丹波町	育英資金	年額 120,000円以内	学校教育係	0771-84-0028
福知山市	人材育成支援金	月額 1,500円	学校教育課	0773-24-7040
	入学一時金	1万円~2万円	同	
	(高校生給付型奨学金など受給の場合は不可)			
	定期乗車券補助金	1か月7,200円を超える額の75%(上限あり)	生活交通課	0773-24-7020
舞鶴市	修学支援金	年額 60,000円	学校教育課	0773-66-1072
	(修学支援金及び入学支度金は、高校生給付型奨学金など受給の場合は不可)			
	(上記金額と京都府「奨学のための給付金」との差額を支給します)			
	入学支度金	全日制 178,000円	同	
		定時制 137,000円		
		通信制 45,000円		
	通学費補助金	通学定期運賃(通信制は所要額)、	同	
		スクールバス経費の1/2以内		
京丹後市	奨学金	月額 5,000円	教育総務課	0772-69-0610

## ○ 貸与 (返還する必要があります)

宇治市 奨学資金	月額	13,500円	こども福祉課	0774-22-3141
宮津市 育英資金	月額	15,000円以内	学校教育係	0772-45-1641
京丹後市 入学支度金		700,000円以内	教育総務課	0772-69-0610

## 兵庫県・奈良県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減

### (1) 兵庫県

対象者	京都府内に居住し、当該年10月1日現在、兵庫県の私立高等学校に在籍する方		
支給額	生活保護世帯	41,000円	
	年収350万円未満程度	41,000円	
	年収590万円未満程度	10,500円	

### (2) 奈良県

対象者	京都府内に居住し、当該年10月1日現在、奈良県の私立高等学校に在籍する方		
支給額	年収350万円未満程度	27,000円	
	年収560万円未満程度	20,000円	

※問合せ先 京都府文教課 (075-414-4520)

## 金融機関の教育ローン

### ○ 日本政策金融公庫

生徒一人当たり350万円以内(原則15年以内返済)教育一般貸付  
利用条件(子どもの人数と世帯年間収入等)詳しくは  
教育ローンセンター 0570-008656  
問合せ先 京都支店 075-211-3231  
西陣支店 075-462-5121  
舞鶴支店 0773-75-2211

### ○ その他

郵便局、銀行、信用金庫、労働金庫、JAバンク等といった金融機関にも、教育ローンがあります。  
各金融機関によって、貸付資格、貸付条件、貸付限度額、貸付利子等が異なります。  
利用に当たっては、各金融機関にお問い合わせください。

京都府の私立高等学校には、各学校独自の奨学金制度があります。  
金額、資格、条件及び手続きについては、学校によって異なります。  
各学校にお尋ねください。

平成29年6月

## 京都府私立中学高等学校連合会 京都府私立中学高等学校経営者協会

京都市下京区室町通高辻上る 京都私学会館内

TEL 075-344-0385

FAX 075-344-0386